

都市ガスの需給ひっ迫状況の情報提供のあり方  
に係るガイドライン

2025年4月28日 作成  
資源エネルギー庁

## 1. ガイドライン策定の背景及び位置づけ

世界的なカーボンニュートラルの動きなどの中で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的なエネルギー情勢の不安定化を受け、ガスセキュリティの確保及び強化の必要性が改めて認識された。こうした中、我が国の都市ガス事業において、今後、何らかのトラブル等が発生することによって、大規模かつ中期的なLNG供給の支障が生じた場合に、スポットでのLNGの代替調達に支障が生ずるような特別な状況にも対応できるよう、需給両面からの準備を進めておく必要がある。こうした背景から、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、「都市ガスの需給対策について」をとりまとめ、ガス事業法の改正による使用制限令の新設といった措置を講じた。また、当該文書において、需給ひっ迫の状況を需要家に伝えるための情報提供のあり方については「国、都市ガス業界団体、関係事業者間で実務的な検討を行い、準備を進めることが重要である。」とされており、この内容に基づき、都市ガスの需給ひっ迫時における具体的な対応について検討を進めてきた。

本ガイドラインは、こうした検討の結果をとりまとめ、関係事業者及び国の取るべき対応や役割を示すものであり、ガス事業を営むLNG調達事業者、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「導管事業者」という。）並びにガス小売事業者（以下単に「小売事業者」という。）といった関係事業者は、本ガイドラインに沿って行動することが期待される。

なお、これまで都市ガスの需給ひっ迫は生じておらず、また、現時点においても需給ひっ迫の懸念が顕在化している事実はないが、本ガイドラインは、あくまで、万が一、ガスの需給ひっ迫の事態が生じた場合に備えるものとして整理を行ったものである。

## 2. 供給対策における各種連携スキームについて

原料途絶等が発生した場合には、需要対策に向けての情報提供を行う前に、まずは供給対策に万全を期すことが重要である。その際、一般社団法人日本ガス協会（以下「日本ガス協会」という。）が定めた「大規模原料供給途絶時の対応ガイドライン」に沿った都市ガス業界の取組や、地域連携スキームによる民間事業者主体の取組による対応を行うことが想定される。また、より深刻な「緊急時」と国が判断した状況下においては、LNG調達事業者は「全国連携スキーム」を活用し、他業界との融通を含め国から仲介支援を受けることが想定される。その上で、状況が改善されず、3. に後述する定性条件を満たした場合、本ガイドラインによる情報提供を開始する。

### ①-1 業界における原料融通を通じた対応（大規模原料供給途絶時の対応ガイドライン）

都市ガス事業者から日本ガス協会へ支援要請等があった場合、日本ガス協会が支援対策本部を設置し、都市ガス事業者間でのLNG融通の検討・支援準備、原料供給途絶による各都市ガス事業者への影響量（LNG調達欠損量）・LNG融通余力確認等を行う。その上で、必要に応じて日本ガス協会が仲介支援を行い、都市ガス事業者間のLNG融通に向けた協議

を実施する。

#### ①ー2 各地域における原燃料融通を通じた対応（地域連携スキーム）

共同基地を有している、基地間の距離が近い、導管によりガスを送ることができる電力・ガス事業者間を中心に、原燃料途絶が発生した際等にまずは地域内の融通が円滑に実施できるよう、2022年11月に立ち上げた各地域のLNG安定供給協議会において構築した連携体制を活用し、当該電力・ガス事業者間での原燃料の融通を試みることにする。

#### ②全国における原燃料融通等を通じた対応（全国連携スキーム）

個別事業者の取組及び都市ガス事業者間の連携や地域連携スキームでも対応できない緊急時として、以下のような事態が想定される。

- A) 紛争・事故等による大規模かつ多数の事業者に影響が及ぶ原燃料供給途絶が発生した場合
- B) 全国的な在庫の減少が確認され、電力・ガス需給のひっ迫が予見された場合
- C) その他これらに準ずると資源エネルギー庁が判断した場合

こうした場合において、資源エネルギー庁は、必要に応じ、電力・ガス需給と燃料（LNG）調達に関する官民連絡会議又は同作業部会を開催し、電力・ガス需給や原燃料を取り巻く状況について情報共有の上、電力・ガス事業者等に対して安定供給への協力を要請する。電力・ガス事業者は、原燃料ひっ迫が生じ、追加調達が間に合わない場合は、随時、資源エネルギー庁に融通の要請を行う。資源エネルギー庁は、原燃料モニタリングを通じて把握した各社の調達状況や在庫状況を基に、融通余力がある電力・ガス事業者等を仲介する。要請した電力・ガス事業者及び仲介を受けた電力・ガス事業者等は、相対交渉に基づき、可能な場合は原燃料の融通を実施する。その際、融通に関する価格や費用については当事者間の協議により決定されるものとする。

### 3. ひっ迫状況の整理

供給対策を実施してもなお状況が改善されず、一定の定性条件を満たす事態が生じる場合は、本ガイドラインに基づく情報提供を開始する。

なお、電力の場合は、蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、広域予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18:00を目途に一般送配電事業者から需給ひっ迫準備情報の発信を行う。この上で、あらゆる供給対策を踏まえても前日16:00を目途に広域予備率が5～3%の見通しとなった場合は需給ひっ迫注意報を発令、3%を下回る見通しとなった場合は国から警報を発令し、節電要請を実施することとなる。

上記はピークシフトを目的とした電力（kW）ひっ迫時の整理であるため、使用量全体を減らすことを必要とする都市ガスと単純な比較は出来ないが、都市ガス需給ひっ迫時についても、情報提供にあたっては、まずはひっ迫の度合いを段階別に分けて整理した上で対応することが必要である。

そのため、都市ガスの特定の供給エリアにおける「需給ひっ迫状況<sup>1</sup>」については、LNG調達事業者が下記の定性条件を満たした場合には、定量的に3段階に整理し、情報提供を開始する。

○前提となる定性条件

- A) 算定時点の前後2ヶ月の間（16週間）に、有事により、予定していたLNG調達の不調が発生していること（発生が見込まれる場合を含む）
- B) 供給対策により、当該不調分の代替LNGの確保ができていないこと（見通しが立たない場合を含む）

※ただし、LNGの調達量が多い事業者に関しては、例えばLNG船1隻の不調であれば、代替が確保出来ないとしても供給支障が生じる蓋然性が低いことから、必要に応じて個社の事情も勘案する。

○ひっ迫状況の整理

算定期間（足元から2ヶ月）中に当該供給エリアに係る在庫量が最も低下する時点において、「都市ガス需給状況（%）」を、「当該時点における在庫量（運用下限を除く）/当該時点までの想定需要量」と定義し、都市ガス需給状況の数字に応じて、次のとおり整理する。

レベル0：都市ガス需給状況（%）が5%以上（直ちに安定供給に影響はない状況）

レベル1：都市ガス需給状況（%）が5%を下回る（安定供給に重大な懸念が発生する可能性）

レベル2：都市ガス需給状況（%）が0%を下回る（安定供給に重大な懸念が発生する見通し）

LNGの調達を海外からの輸入に依存している我が国においては、LNG調達事業者は、国内のガス需要に対応するため、原則として、長期的なLNGの調達契約によって必要なLNGを確保しているが、何らかの事情によりLNGの調達が不調となり供給支障が生じる場合には、新たなLNGをスポットで調達することが必要となる。その調整から調達までには、実需給断面から2か月程度のリードタイムが必要であり、その期間は、概ねLNG調達事業者に左右されることがなく一定であることから、この2か月を一定の基準として、上記の条件の整理を行っている。

#### 4. 関係事業者及び国が取るべき行動

特定の供給エリアについて、LNG受入基地の在庫が、タンクの運用下限に達するおそれ

---

<sup>1</sup> ここでのひっ迫状況の整理は、特定の供給エリアにおいてLNG受入基地の在庫がタンクの運用下限に達するおそれがある場合を想定する。

がある場合には、「都市ガスの需給対策について」に基づき、当該基地に接続する導管事業者が、LNG調達事業者から在庫量等の情報提供を受けて、供給エリア単位で情報を発信することが有益である。その上で、提供すべき具体的な情報や、小売事業者を含む各事業者及び国が取るべき行動並びに情報提供の基本的な流れについて、下記のとおり整理する。なお、以下の整理は、LNG受入基地とガス導管が接続しているような供給形態を想定したものである。

- (1) LNG調達事業者は「3. ひっ迫状況の整理」に記載の定性条件を満たした際に導管事業者へ供給の見通しに係る事項<sup>2</sup>及び需要の見通しに係る事項<sup>2</sup>の情報を提供する。なお、この際導管事業者へ提供する具体的な情報は以下のとおり。
  - ＜供給の見通しに係る事項＞
    - ・入船予定を加味した足元から2ヶ月間の想定在庫量（運用下限は除く）
  - ＜需要の見通しに係る事項＞
    - ・足元から2ヶ月間の想定払出量
- (2) 導管事業者は複数のLNG調達事業者のLNG受入基地と接続している場合、(1)で情報の提供を受けていない全てのLNG調達事業者へ情報提供を依頼する。
- (3) (2)に基づいて情報提供依頼を受けたLNG調達事業者は、導管事業者に対し、＜供給の見通しに係る事項＞並びに＜需要の見通しに係る事項＞の情報を提供する。
- (4) 導管事業者は、LNG調達事業者からの情報提供を受け<sup>2</sup>、都市ガス需給状況を算定し、レベルに応じて情報発信を行う。その際、レベル0であれば、直ちに安定供給に支障が無い旨を、レベル1の場合は「ひっ迫注意報」を、レベル2の場合は「ひっ迫警報」を発信する。
- (5) 小売事業者は、導管事業者からの情報提供を受け、自らの需要家に向けた都市ガスの節約の取組に係る協力依頼を行う。

なお、ひっ迫状況の深刻度に応じて段階的に以下のような取組が想定される。

  - ・日常生活や事業運営に支障のない範囲でのガスの節約の取組を要請する
  - ・自らの需要家に対して、可能な限りの都市ガスの節約の取組を要請する
  - ・個別需要家と需要抑制に向けた協議を実施する国は、導管事業者と同様にひっ迫状況を発信する。その上で、当該エリアの全需要家に向けてひっ迫状況の深刻度に応じて段階的に以下のようなガスの節約の取組を要請する。

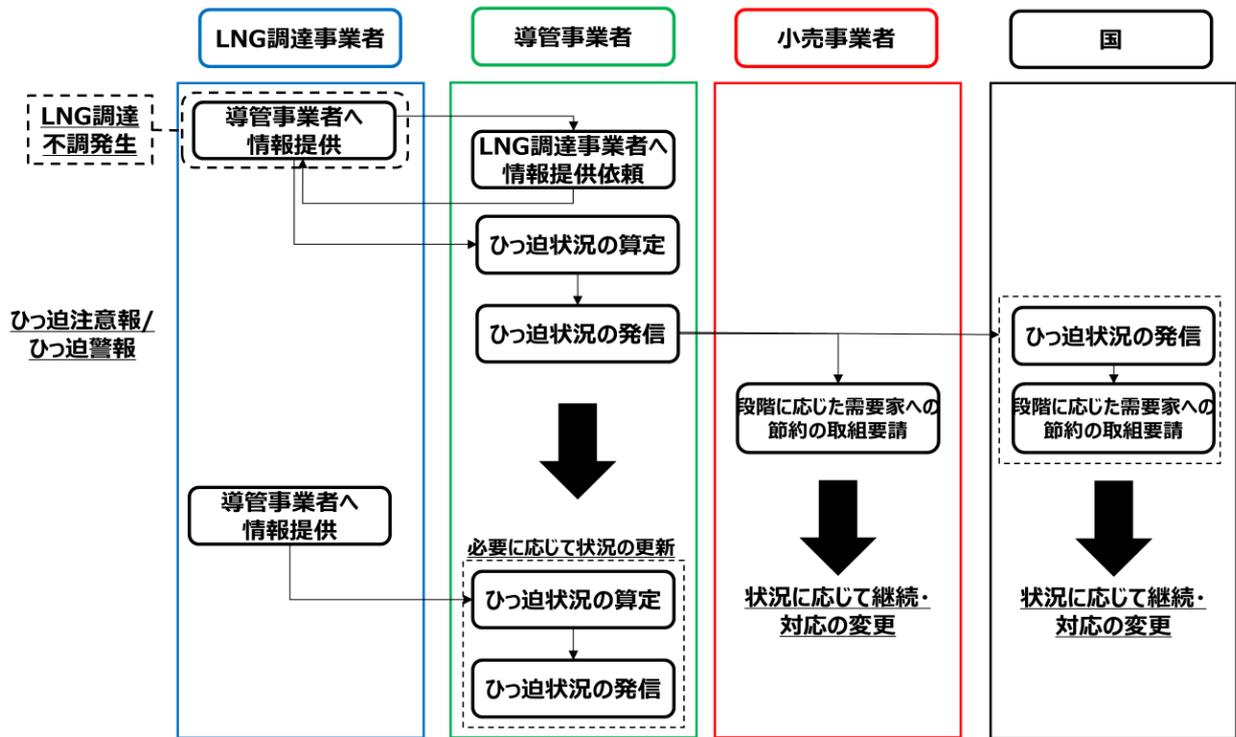
---

<sup>2</sup> ガス事業法では、導管事業者が託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外に提供することを禁止している。

- ・日常生活や事業運営に支障のない範囲でのガスの節約の取組を要請する
- ・可能な限りのガスの節約の取組を要請する
- ・大口需要家等に対して、需要抑制の協力を要請する

また、国は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するために必要な限度において、使用制限令を発動する。

図. 情報提供フローのイメージ (LNG受入基地と接続をしているエリアの場合)

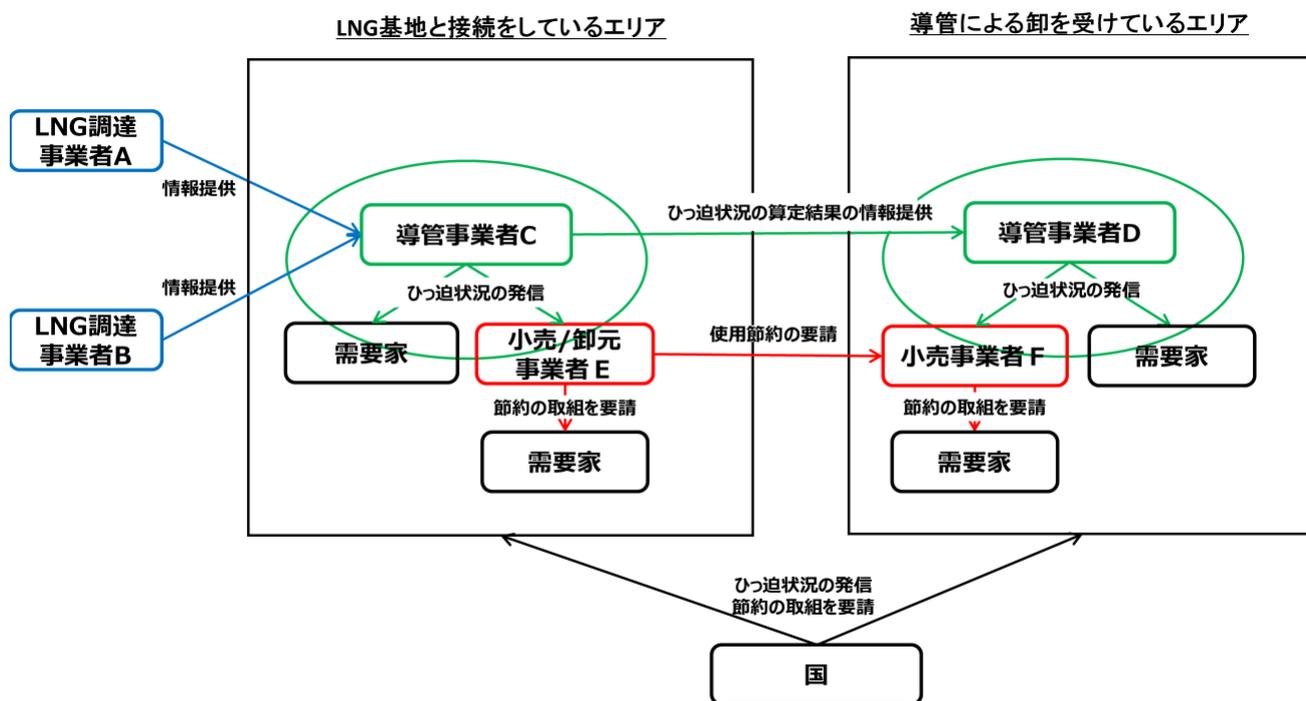


なお、LNG受入基地と接続をしておらず、導管によりガスの卸を受けている供給形態のエリアの場合は、該当エリアにおける導管事業者については、上流の導管事業者から都市ガス需給状況の情報提供を受け、上流の導管事業者からのひっ迫状況に倣い情報発信を行う。そのため、上流に位置する導管事業者は、下流の導管事業者に対してひっ迫状況について情報提供を行う。

また、サテライト基地にローリーで卸を受け、ガス事業を営む供給形態のエリアの場合は、LNG受入基地と比較して、タンク容量が小さく、同様の数値でひっ迫状況を整理することは適当ではない。そのため、ひっ迫状況の整理についても、定量的な指標で判断するのではなく、原則として当該小売事業者が調達する卸元事業者に係る供給エリアの整理状況に倣う。加えて、卸元事業者からのひっ迫状況の提供を受けるのは小売事業者であるため、当該供給形態における供給エリア内の情報提供は、一義的に小売事業者が担う。

図. 情報提供フローのイメージ (LNG受入基地と接続をしているエリアと導管による卸を

受けているエリアの関係性)



## 5. ガイドラインの見直しについて

都市ガス事業を取り巻く情勢は常に変化しており、本ガイドラインについては、随時、関係審議会で議論の上、適時適切に見直しを図ることとする。

以上